

# 八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

## ○八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

令和5年3月31日

決裁

八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱（平成20年2月14日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度の利用に係る費用負担が困難な者に対して成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 成年被後見人等 民法第8条の成年被後見人、同法第12条の被保佐人及び同法第16条の被補助人をいう。

（2） 成年後見人等 民法第8条の成年後見人、同法第12条の保佐人及び同法第16条の補助人をいう。

（3） 成年後見等開始審判 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項及び第876条の9第1項に規定する審判をいう。

（4） 措置の被実施者 次に掲げる者をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく住所地特例者

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置を受けている者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定による介護給付費等の支給を受けている者

## 八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

(5) 申立費用 成年後見等開始審判の申立てに係る費用のうち、収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等をいう。

(6) 報酬付与の審判 民法第862条、第876条の5第2項及び第876条の10第1項の規定による報酬の付与の審判をいう。

(7) 報酬費用 報酬付与の審判により確定した成年後見人等に対する報酬をいう。

(令5. 7. 18・一部改正)

(対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、第5条に規定する助成の申請の日（助成を申請する前に成年被後見人等が死亡した場合にあっては、死亡日）において、次のいずれにも該当する成年被後見人等とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 本市に住所を有する者（他の市町村の措置の被実施者を除く。）

イ 本市の措置の被実施者で市外に住所を有するもの

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 現に生活保護法による保護を受けている者

イ 成年後見制度の利用に係る費用を負担することにより、生活保護法に定める要保護者となる者

2 前項の場合において、対象者が助成金の交付を受ける前に死亡した場合は、当該対象者の成年後見人等であった者に助成金を交付することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者の成年後見人等が対象者の配偶者及び4親等内の親族である場合は、助成の対象としない。

(令5. 7. 18・一部改正)

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用は、申立費用及び報酬費用とし、その全部又は一部を助成するものとする。

2 報酬費用に係る助成は、家庭裁判所が決定した報酬額（助成を受けようとする成年被後見人等につき成年後見人等が複数人あるときは、成年後見人等ごとに家

## 八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

家庭裁判所が決定した報酬額を合算して得た額）又は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のうちいずれか低い額を上限とする。

（１） 在宅で生活している場合 月額２８，０００円

（２） 施設入所又は長期入院している場合 月額１８，０００円

３ 報酬費用に係る助成の対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬対象期間とし、当該報酬対象期間の最終月から起算して２４月を限度とする。

（令５．７．１８・一部改正）

（助成金交付申請）

第５条 申立費用の助成を受けようとする者は申立費用助成申請書（様式第１号）に第１号から第４号まで及び第９号に掲げる書類を添付して、報酬費用の助成を受けようとする者は成年後見人等報酬助成申請書（様式第２号）に第５号から第９号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（１） 成年後見等開始の審判書の写し

（２） 家庭裁判所に提出した財産目録並びに成年被後見人等の収入及び必要経費がわかる書類の写し

（３） 登記事項証明書の写し

（４） 未使用郵便切手返還時に交付された書類の写し（家庭裁判所から未使用郵便切手の返還を受けた場合）

（５） 報酬付与の審判決定書の写し

（６） 家庭裁判所に提出した財産目録並びに成年後見人等の収入及び必要経費がわかる書類の写し

（７） 後見等事務報告書の写し

（８） 登記事項証明書の写し

（９） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項に規定する申請は、申立費用にあつては成年後見等開始審判が、報酬費用にあつては報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して６か月以内にしなければならない。

３ 第１項に規定する申請は、助成を受けようとする成年被後見人等又は当該成年被後見人等の成年後見人等に限り行うことができるものとする。

（令５．７．１８・一部改正）

## 八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、助成の可否を決定し、八女市成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の成年後見人等は、交付決定者の資産状況又は生活状況等に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第8条 市長は、交付決定者の資産状況、生活状況等の変化、死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成額を変更することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の八女市成年後見制度利用支援助成金交付要綱の規定は、同日以後に成年後見等開始審判がされた申立費用及び同日以後に報酬付与の審判がされた報酬費用であって、令和3年4月1日以降の活動にかかるものについて適用する。

(令5. 7. 18・一部改正)

附 則（令和5年7月18日決裁）

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。